

別表 【ナーサリールーム】

事業区分		委託料単価及び委託基準			支払予定月	
保育事業	0歳児	50,000円	児童1人月額	毎月初日における委託対象児童数に委託料単価を乗じて得た額。	毎月	
	1・2歳児	25,000円	児童1人月額			
	3・4・5歳児	16,000円	児童1人月額			
長時間保育促進事業		4,000円	日々11時間以上保育をしている児童1人月額			
障害児保育対策事業		37,070円	対象児童1人月額			
保育料軽減事業		20,000円	児童1人月額(限度額)	保育料の軽減を行った場合、左記の金額を限度額として加算する。		
多子軽減事業基本分	0・1・2歳児	10,000円	児童1人月額(限度額)			
	3・4・5歳児	8,000円	児童1人月額(限度額)			
多子軽減事業加算分	兄弟姉妹のうち3人目以降で0・1・2歳児	10,000円	児童1人月額(限度額)	多子軽減事業基本分「0・1・2歳児」「3・4・5歳児」とは別に、左記の金額を限度額として加算する。		
保健衛生事業	①職員検便		1,680円	職員1人月額(限度額)	毎月初日に在籍する常勤職員数(ただし、調理・調乳に関わる職員については常勤職員に含めてよい。)に委託料単価を乗じて得た額。	
	②職員健康診断	35歳未満	2,500円	職員1人年額(限度額)		
		35歳以上	7,300円	職員1人年額(限度額)		
③乳幼児健康診断		3,000円	児童1人年額(限度額)			
賠償責任保険事業		12,000円	1施設年額(限度額)		10・3月	
傷害保険事業		27,600円	1施設年額(限度額)		10・3月	
処遇改善事業		9,000円	職員1人月額	毎月初日に在籍し、処遇改善のための手当等の支給を実際に受けている常勤職員数(ただし、代表者を除く。)に委託料単価を乗じて得た額。	10・3月	
運営事業	施設割		5,480円	児童1人年額	4月～6月、7月～12月の各期間中、各初日の委託対象児童数の最も多い月の児童数に単価を乗じて得た額。	
			250,000円	1施設年額		
新年度入室促進費		19,680円	児童1人につき	前年度3月1日と4・5月の各初日の委託対象児童数の差に委託料単価を乗じて得た額。	4・5月	

備考

- 児童の年齢は、年度の初日の年齢とする。
- 障害児保育対策事業の対象児童は、次のいずれかに該当する児童をいう。
 - 特別児童扶養手当の支給対象児童
 - 身体障害者手帳又は療育手帳を保持している児童
 - 病院、診療所又は保健所の医師等から、身体障害者障害程度等級表に規定する障害と同程度の障害を有すると診断された児童
 - 病院、診療所若しくは保健所の医師又は児童相談所長から知的障害と診断又は判定をされた児童
 - その他市長が障害児保育対策事業の対象と認める児童
- 月の途中において、新たに委託対象児童の認定、又は委託対象児童の取消がなされた者については、その月の保育事業、長時間保育促進事業、障害児保育対策事業、保育料軽減事業、多子軽減事業の委託料は、日割計算とする。
- 多子軽減事業基本分「0・1・2歳児」「3・4・5歳児」の対象となる児童は、次に掲げるとおりとする。
 - 同一世帯から複数の児童が、同一のナーサリールーム・家庭保育室(以下「認定施設」という。)に入所している場合は、最も年齢の高い児童を除いた児童
 - 同一世帯から複数の児童が、複数の認定施設に入所している場合は、最も年齢の高い児童を除いた児童
 - 同一世帯から複数の児童が、認定施設と認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・特別支援学校幼稚園・児童心理治療施設通所部・企業主導型保育事業所に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を利用している場合は、認定施設に入所している児童
- 多子軽減事業加算「兄弟姉妹のうち3人目以降で0・1・2歳児」の対象となる児童の要件は、次に掲げるとおりとする。
 - 同一世帯に3人以上の子ども(委託対象児童及び当該児童の兄弟姉妹)が同居していること。又は同一生計の世帯に子どもが3人以上いること。
 - 当該児童が、第3子以降かつ3歳未満であること。
- 保育料軽減事業及び多子軽減事業は、児童の保護者が負担する保育料の額から、当該児童に係る子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給(以下「施設等利用費支給」という。)がされる額を控除した額の範囲内とする。ただし、次に掲げる場合においては、保護者が負担する保育料の額の範囲内とする。
 - 保護者が当該児童のナーサリールーム保育料に係る施設等利用費支給を受けない場合
 - 当該児童が月の途中において、新たに委託対象児童に認定され、又は委託対象児童の認定を取り消された場合
 - 当該児童が月の途中において、新たに法第30条の5第1項の規定による認定を受け、又は法第30条の9第1項の規定により認定を取り消された場合
 - 当該児童が法第7条第10項第5号に定める子ども・子育て支援施設等の利用について施設等利用費支給を受ける場合
 - 施設が月の途中において、新たに法第30条の11第1項の確認を受けた場合
 - 施設が月の途中において、法第58条の6第1項の規定による確認の辞退をし、又は法第58条の10第1項の規定により確認の取消し若しくは停止がされた場合
- 常勤職員とは1日実労働時間6時間以上、1か月20日以上(概ね週5日以上)勤務する職員とする。